令和元年第2回八雲町議会定例会会議録(第2号)

令和元年6月7日

〇議事日程

	1.13		
日程第	1	会議録署名議員の)指名
日程第	2	議案第 1 号	八雲町税条例等の一部を改正する条例
日程第	3	議案第 2 号	八雲町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第	4	議案第 3 号	八雲町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第	5	議案第 4 号	財産の取得について
日程第	6	議案第 5 号	財産の取得について
日程第	7	議案第 6 号	財産の取得について
日程第	8	議案第 7 号	財産の取得について
日程第	9	□議案第 8 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
		議案第 9 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
		上 議案第10号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に
			ついて
日程第1	0	議案第11号	辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第1	1	議案第12号	八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第1	2	議案第13号	令和元年度八雲町一般会計補正予算(第2号)
日程第1	3	議案第14号	令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算
			(第1号)
日程第1	4	議案第15号	令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第1	5	議案第16号	八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
			を改正する条例
日程第1	6	議案第17号	令和元年度八雲町一般会計補正予算(第3号)
日程第1	7	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
			(八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第1	8	報告第 1 号	専決処分の報告について
			(損害賠償額の決定について)
日程第1	9	報告第 2 号	平成30年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の
			繰越について
日程第2	0	報告第 3 号	平成30年度八雲町下水道事業特別会計繰越明許費に係る
			歳出予算の繰越について
日程第2	1	報告第 4 号	平成30年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰越に
			ついて
日程第2	2	発委第 1 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書
日程第2	3	発議第 1 号	「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書

日程第24	発議第 2 号	信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める						
		意見書						
日程第25	発議第 3 号	児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書						
日程第26	発議第 4 号	教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、						
		義務教育費国庫負担制度堅持の意見書						
日程第27	発議第 5 号	2019 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書						
日程第28	発議第 6 号	2020 年度地方財政の充実・強化を求める意見書						
日程第29	発議第 7 号	高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を						
		求める意見書						
日程第30	発議第 8 号	会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に						
		関する意見書						
日程第31	発議第 9 号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める						
		意見書						
日程第32	発議第10号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・						
		国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法						
		に基づき公正に解決するべきとする意見書						
日程第33	議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について							
日程第34	議員派遣の件							

〇出席議員 (14名)

	2番	関	П	正	博	君			3番	佐	藤	智	子	君
	4番	横	田	喜廿	世志	君			5番	斎	藤		實	君
	6番	大ク	人保	建	_	君			7番	赤	井	睦	美	君
	9番	三	澤	公	雄	君			10番	田	中		裕	君
	11番	牧	野		仁	君			12番	安	藤	辰	行	君
	13番	宮	本	雅	晴	君			14番	千	葉		隆	君
副議長	15番	黒	島	竹	満	君	君 議 長 16番 能		能到	登谷	正	人	君	

○**欠席議員** (0名)

O欠 **員**(2名)

〇出席説明員

町 村克 君 町 長 邦 夫 君 長 岩 詔 副 吉 田 総務課長 町 俊 副 長 萬 谷 美 君 濹 聡 君 併選挙管理委員会事務局長 総務課参事 畄 島 広 幸 君 政策推進課長 竹 内 友 身 君 部 雄 芳 則 新幹線推進室長 团 君 財 務 課 長 Ш 崎 君 会計管理者 修 住民生活課長 馬 着 君 Ш 拓 也 君 П 兼会計課長 建設課長 保健福祉課長 田 君 敏 秋 君 戸 淳 鈴 木 公園緑地推進室長 農林課長 建設課参事 俊 之 君 朝 倉 君 加 藤 貴 久 併農業委員会事務局長 農林課参事 本 君 修 君 荻 正 水 産 課 長 伊 藤 君 君 商工観光労政課長 藤 牧 直 人 環境水道課長 田 村 春 夫 落部支所長 佐 藤 尚 君 教 育 長 田 中 了 治 君 学校教育課長 石 坂 浩太郎 君 学校教育課参事 斖 藤 精 克 君 社会教育課長 兼図書館長 佐藤 真理子 君 体育 課長 坂 亮 司 君 郷土資料館長 町史編さん室長 学校給食センター所長 ゆかり 君 選举管理委員会委員長 外 崎 正 君 金 浜 廣 監查委員 千 健 君 耕 君 田 悦 総合病院事務長 成 田 治 総合病院庶務課長 内 伸 大 君 総合病院庶務課参事 君 竹 佐々木 裕 紺 総合病院医事課長 石 黒 陽 子 君 総合病院医事課参事 谷 英 友 君 加藤 孝 子 君 君 総合病院地域医療連携課長 消防 長 大 渕 聡 消防本部次長 伊丸岡 八雲消防署庶務課長 橋 君 徹 君 高 朗 八雲消防署長 八雲消防署予防課長 今 村 幸 一 君 八雲消防署警防救急課長 堤 信 君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長 野 口義人君 住民サービス課長 北川正敏 君 兼熊石教育事務所長 産業課長 吉 田一久君 熊石消防署長 荒 谷 佳 弘 君 海洋深層水推進室長 熊石国保病院事務長 福原光一君

〇出席事務局職員

 事務局長
 井口貴光君
 併議会事務局次長 監查委員事務局次長 監查委員事務局次長
 成田真介君

 庶務係長
 松田力君

◎ 開議宣告

○議長(能登谷正人君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(能登谷正人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に赤井睦美さんと田中裕君を指名いたします。 これより局長より諸般の報告をさせます。

◎ 諸般の報告

○議会事務局長(井口貴光君) おはようございます。 ご報告いたします。

本日の会議に、町長より議案2件が追加提出されております。

また、総務経済常任委員会から意見書1件、議員発議による意見書10件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書、議員派遣の件が提出されております。

◎日程第2 議案第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第2 議案第1号、八雲町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○財務課長(川崎芳則君) 議長。財務課長。
- ○議長(能登谷正人君) 財務課長。
- ○財務課長(川崎芳則君) おはようございます。

議案第1号、八雲町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページ からでございます。

本件は、国の平成 31 年度税制改正によるもので「地方税法の一部を改正する法律」等の施行に伴い、八雲町税条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容について概要説明書によりご説明申し上げます。

概要説明書の4ページ をご覧いただきたいと思います。

適用期日が、平成31年4月1日、令和元年6月1日、令和元年10月1日、令和2年1月1日及び令和3年1月1日の5区分となっております。

まず、平成31年4月1日適用分からご説明申し上げます。

1. 条例附則第7条の3の2

個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に係る規定の改正は、議案書1ページから2ページで、地方税法の改正により、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充等に伴う条文の整備をしようとするものであります。

これは、住宅ローン減税と呼ばれるもので、現行控除期間を3年間延長し、13年間とするものであり、令和2年末までの消費税10%が適用される住宅取得等についての措置で、 所得税から控除しきれない場合は現行制度と同様に住民税から控除されるものであります。

2. 条例附則第10条の2

固定資産税の地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に係る規定の改正は、議案書4 ページから5ページで、地方税法の改正に伴う適用条項の項ずれに伴い、条文を整備しようとするものであり、規定趣旨に変更はないものであります。

3. 条例附則第10条の3

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正は、議案書5 ページから7 ページで、地方税法の改正により、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置が創設されたことに伴い、条文の整備をしようとするものであります。

4. 改正条例第1条~第4条における条例附則第16条

軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正は、議案書7ページから 10ページ、14ページ、17ページ及び 18ページで、地方税法の改正により、軽自動車税のグリーン化特例経過について、現行の特例措置を2年間延長したうえで、令和3年度及び令和4年度の初回新規登録を受けた自家用乗用車に係る経過対象を電気自動車等に限定することを定めた条文の整備を平成31年4月1日から令和3年4月1日にかけて段階的に改正しようとするものであります。

5. 改正条例第1条~第3条における条例附則第16条の2

軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に係る規定の改正は、議案書 10 ページ及び 16 ページから 18 ページで、条例附則第 16 条の改正に伴う項ずれ等、条文の整備をしようとするものであります。

なお、改正条例第2条は、過去に定めた本条項の改正経過の中で、消費税率引き上げ時期にあわせて削除となる規定としていたことから、新たに規定しようとするものであります。

6. 改正条例第5条における条例第48条

法人の町民税の申告納付に係る規定の改正は、議案書 18ページで、地方税法の改正により、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の猶予措置が規定されたことに伴う条文の整備をしようとするものであります。

次に、令和元年6月1日適用分であります。

1.条例第34条の7、条例附則第7条の4、条例附則第9条、条例附則第9条の2、寄附金税額控除及び寄附金税額控除における特例控除額の特例、寄附金税額控除に係る申告の特例等の規定の改正は、議案書1ページから4ページで、地方税法の改正により、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするほか、適用条項、文言等の条文の整備をしようとするものであります。

本改正は、ふるさと納税制度に関する見直しがなされたものに起因するもので、これまで、どの地方団体に寄附金を支出したとしても特例的な税額の控除を受けられておりましたが、今税制改正において、総務大臣が指定した団体が税額控除の対象となるものであり、また、返礼品に対する返礼割合を3割以下にすること、返礼品を地場産品とすることの基準が定められたものであります。

次に、「令和元年10月1日適用分」であります。

概要説明書5ページをお願いいいたします。

1. 改正条例第2条における条例附則第15条の2

軽自動車税の環境性能割の非課税に係る規定の改正は、議案書 12 ページから 13 ページで、地方税法の改正により、軽自動車税の環境性能割において、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの特定期間において取得した軽自動車で、法で定める環境性能を備えたものについて、非課税とする条文の整備をしようとするものであります。

2. 改正条例第2条における条例附則第15条の2の2

軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に係る改正は、議案書 13 ページから 14 ページで、地方税法の改正により、条例附則第 1 5 条の 2 を新設したことに伴う条ずれ及び、環境性能割の賦課徴収の特例を新設する条文の整備をしようとするものであります。

3. 改正条例第2条における条例附則第15条の6

軽自動車税の環境性能割の税率の特例に係る規定の改正は、議案書 14 ページで、地方税 法の改正により、軽自動車税の環境性能割の税率を 1 %減とする臨時的軽減規定の新設に 伴う条文の整備をしようするものであります。

本条項の新設は、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの特定期間において取得した軽自動車で、現行税率 2 %としているものを 1 %にしようとするものであります。

4. 改正条例第6条における条例附則第15条の3及び第15条の3の2並びに第15条の3の3に係る改正は、議案書19ページから20ページで、軽自動車税の環境性能割は現行の自動車取得税でありますが、その賦課徴収に係る事務は、当分の間、市町村に代わり、都道府県が行うこととされており、

環境性能割に係る非課税、課税免除及び減免については、北海道の規定と同様の取扱いと するため、条文の整備をしようとするものであります。

次に、令和2年1月1日及び令和3年1月1日適用分であります。

1. 改正条例第2条における条例第36条の2

町民税の申告に係る規定の改正は、議案書 10 ページで、地方税法の改正により、住民税申告書記載事項の簡素化に伴う条文の整備をしようとするものであります。

2. 改正条例第2条における

条例第 36 条の3の2及び条例第 36 条の3の3、並びに改正条例第3条における条例第 24 条

個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る規定の改正並びに、個人の町民税の非課税の範囲に係る規定の改正は、議案書 11 ページから 12 ページ及び 16 ページから 17 ページで、地方税法の改正により、子どもの貧困対策に対応するための個人住民税の非課税措置が講じられたことに伴う条文の整備をしようとするものであります。

現在、個人住民税における寡婦控除は、夫(妻)との死別、離婚等の理由により家族の生計を支えていかなければならない者に対して税制上の配慮を行う仕組みでありますが、地方税法において、寡婦は死別、若しくは離婚した後、婚姻していない者とされており、いわゆる未婚のひとり親、シングルマザー、シングルファザーは寡婦(夫)控除の対象となっていないのが現状であります。

本改正により、児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は生死の明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下である場合、令和3年度分以降の個人住民税を非課税とするものであり、扶養親族申告書等の様式改正は、令和3年度課税に対応する令和2年所得から対応しようとするものであります。

3. 改正条例第2条における条例第36条の4

町民税に係る不申告に関する過料規定の改正は、議案書 12ページで、先の条例第36条の2の改正に伴う項ずれ、文言等、条文の整備をしようとするものであります。

以上が八雲町税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。

議案書の1ページから22ページの改正条例の各規定につきましては、只今ご説明申し上げました概要説明の内容のほかは、地方税法や条例中に引用される関係法令の用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定でございますので、各条項の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 1 号八雲町税条例等の一部を改正する条例の提案説明といたします。 よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第3 議案第2号、八雲町介護保険条例の一部を改正する 条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長。保健福祉課長。
- ○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(戸田 淳君) おはようございます。

議案第2号、八雲町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。 議案書23ページからであります。

本条例は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を 改正する政令の公布に伴い、八雲町介護保険条例の一部を改正しようとするものでありま す。

それでは、概要説明書によりご説明申し上げます。

概要説明書の6ページ、別紙2をご覧ください。

介護保険料は、平成27年4月から、公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減を行っており、第7期における第1号被保険者の介護保険料は、所得段階が第1段階から第9段階までのうち、第1段階に該当する者について、基準額に乗じる保険料率を、0.5から0.45に軽減しているところであります。

この度の改正は、この保険料の軽減を更に強化しようとするもので、所得段階別の保険料率を、第1段階は 0.45 から 0.375 に、第2段階は 0.75 から 0.625 に、第3段階は 0.75 から 0.725 に、それぞれ変更しようとするものであります。

この改正により、年額保険料額は、第1段階が 30,800 円から 25,700 円に、第2段階が 51,300 円から 42,800 円に、第3段階が 51,300 円から 49,600 円に、それぞれ軽減されることになります。

また、軽減に伴う国と北海道の公費負担分については、一般会計の歳入として受け、特別会計に繰入れることとなっております。

それでは、議案書23ページをお開き願います。

第3条は保険料率の規定で、第2項は、第1段階に係る令和元年度から2年度までの保 険料率を、25,650円に改正するものであります。

また、第3項及び第4項の規定は、第2項の規定を準用して新たに第2段階及び第3段階に係る減額賦課の規定を設けるもので、第3項は第2段階に係る保険料率を42,750円に、第4項は第3段階に係る保険料率を49,590円にしようとするものであります。

その他の改正については、元号の改元によるもの及び条文の整理であります。

24ページの附則の1は、この条例の施行日を公布の日からとし、平成31年4月1日から

適用しようとするものであり、附則の2は、平成30年度以前の年度分の保険料については 適用しないとするものであります。

なお、今回の保険料軽減強化については、10月以降の消費税引き上げによる財源の手当てであることを反映し、令和2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定されていることから、今後、完全実施に向けた介護保険法施行令等の改正が行われた場合には、改めて、条例改正案を上程する予定としております。

以上、議案第2号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いしました。

◎ 日程第4 議案第3号

○議長(能登谷正人君) 日程第4 議案第3号、八雲町火災予防条例の一部を改正する 条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○消防本部予防課長(今村幸一君) 議長。消防本部予防課長。
- ○議長(能登谷正人君) 消防本部予防課長。
- ○消防本部予防課長(今村幸一君) 議案第3号、八雲町火災予防条例の一部を改正する 条例についてご説明申し上げます。

議案書 25ページでございます。

今回の改正は、不正競争防止法の一部を改正する法律が平成 30 年 5 月 30 日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成 31 年 2 月 28 日にそれぞれ公布されたことに伴い既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正部分の概略をご説明いたします。

避雷設備、条例第 16 条については、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められることに伴い当該改正を反映し、条文中、下線部分の、日本工業規格を日本産業規格(産業標準化法 昭和 24 年法律第 185 号 第 20 条第 1 項の日本

産業規格をいう) に改めようとするものです。

次に、設置の免除、条例第 29 条の 5 第 1 項第 1 号スプリンクラーヘッドの作動時間については、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格省令を定める省令において種別が 1 種のものは、作動時間 60 秒以内のものに限定されていることから、現行の規格省令にあわせるため、下線部分作動時間が 60 秒以内を種別が 1 種に改めようとするもの、また消防法施行規則等の一部を改正する省令により、民泊住居部分が 300 ㎡未満の民泊施設において特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで自動火災報知設備の設置を免除することが可能となりました。

自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器の設置免除が可能であることを明示的に規定している一方、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器の設置免除が可能である旨の規定がないことから、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器の設置免除が可能である旨の規定を追加すべく、第5号のあとに第6号を追加し、第6号を第7号に改めようとするものであります。

附則として、この条例は、令和元年7月1日から施行するものです。

以上、議案第3号八雲町火災予防条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第4号

○議長(能登谷正人君) 日程第5 議案第4号、財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○建設課長(鈴木敏秋君) 議長。建設課長。
- ○議長(能登谷正人君) 建設課長。
- ○建設課長(鈴木敏秋君) 議案第4号 財産の取得についてご説明いたします。 議案書 27 ページ となります。

本件は、大型ロータリ除雪車の老朽化に伴い、新規車輛へ更新するべく、5月20日、指名競争入札を執行し、5月21日付け仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1財産の種類及び数量は、ロータリ除雪車 2.2m、2,300 t 級 1 台であります。2.2mとは、除雪装置の基本的な仕様の幅であり、付加使用により 2.6mとします。また、2,300 t とは、時間あたりの最大除雪量であります。

2取得の方法は、契約の定めるところによりますが、納期は令和2年1月10日とするものであります。

3取得金額は、4,466万円であります。

4契約の相手方は、北斗市追分3丁目2番3号、北海道川崎建機株式会社 函館支店 支店長 岡渕紀代志であります。

以上で、第4号 の説明といたします。よろしくお願いします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第5号

○議長(能登谷正人君) 日程第6 議案第5号、財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○警防救急課長(堤口 信君) 議長。警防救急課長。
- ○議長(能登谷正人君) 警防救急課長。
- ○警防救急課長(堤口 信君) おはようございます。

議案第5号、財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書 28ページでございます。

本件は、昭和 58 年に購入した小型動力ポンプ付大型水槽車で 35 年以上が経過し、車体の老朽化が著しく故障修理も多く各種部品の調達が難しくなってきており、車両整備業者

からも部品調達に日数を要し苦慮しているとのことであり、災害対応に支障をきたすため、 更新しようとするものであります。

この小型動力ポンプ付大型水槽車を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

なお、去る5月28日、5社により指名競争入札を執行いたしました。

取得する財産の種類及び数量は小型動力ポンプ付大型水槽車1台であります。

取得の方法は契約の定めるところにより行います。

取得の金額は5.071万円であります。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町 13 丁目 2番 17 号、株式会社北海道モリタ、代表取締役の中川龍太郎であります。

なお、本議会の議決をいただいた後、契約を締結いたしまして、令和2年3月15日が納 車予定であります。

以上、簡略ではありますが、よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第6号

○議長(能登谷正人君) 日程第7 議案第6号、財産の取得についてを議題といたしま

提出者の説明を求めます。

- ○熊石消防署長(荒谷佳弘君) 議長。熊石消防署長。
- ○議長(能登谷正人君) 熊石消防署長。
- ○熊石消防署長(荒谷佳弘君) おはようございます。

議案第6号、財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書 29 ページでございます。

本件は、平成6年に更新された消防団に配置されている小型動力ポンプ付積載車が25年

を経過し、車体の老朽化と故障修理も多くなり、年々各種部品の調達も難しくなってきている状況にあり、消防団活動に支障をきたしていることから更新しようとするものです。

この車両を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

尚、去る5月28日5社により指名競争入札を執行いたしました。

取得する財産の種類及び数量は小型動力ポンプ付積載車1台であります。

取得の方法は契約の定めるところにより行います。

取得の金額は1.450万9千円であります。

契約の相手方は札幌市東区苗穂町 13 丁目 2番 17 号、株式会社北海道モリタ、代表取締役中川龍太郎であります。

尚、本議会の議決をいただいた後、契約を締結いたしまして令和2年2月下旬に、納車 予定であります。

以上、簡略ではありますが、よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第7号

○議長(能登谷正人君) 日程第8 議案第7号、財産の取得についてを議題といたしま

提出者の説明を求めます。

- ○熊石消防署長(荒谷佳弘君) 議長。熊石消防署長。
- ○議長(能登谷正人君) 熊石消防署長。
- ○熊石消防署長(荒谷佳弘君) 議案第7号財産の取得についてご説明申し上げます。 議案書30ページでございます。

本件は、平成 17 年に更新された熊石消防署に配置されている高規格救急車が 14 年を経 過し、車体の故障や高度救急救命資器材の不具合等が多くなり、救急活動及び転院搬送業 務等に支障をきたしていることから更新しようとするものです。この車両を購入すること について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約、及び財産の取 得、又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであ ります。

尚、去る5月28日5社により指名競争入札を執行いたしました。

取得する財産の種類及び数量は高規格救急車1台であります。

取得の方法は契約の定めるところにより行います。

取得の金額は3,285万111円であります。

契約の相手方は、八雲町東雲町 24 番地 27 号 函館トヨタ自動車株式会社 八雲店店長代理 櫻庭喜一郎であります。

尚、本議会の議決をいただいた後、契約を締結いたしまして令和2年2月下旬に、納車 予定であります。

以上、簡略ではありますが、よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第8号 ~ 議案第10号

○議長(能登谷正人君) 日程第9号 議案第8号 北海道市町村事務組合規約の変更について、議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、及び議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、は関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○総務課長(三澤 聡君) 議長。総務課長。
- ○議長(能登谷正人君) 総務課長。
- ○総務課長(三澤 聡君) おはようございます。

議案第8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第9号 北海道市町村 職員退職手当組合規約の変更について、議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等 組合規約の変更について、一括で説明させていただきます。

議案書、31ページから33ページまででございます。

本件は、先程述べました3つの組合の規約の変更について協議するため、地方自治法第286条第1項及び同法290条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

このたびの規約変更につきましては、加入団体の解散による脱退に伴うもので、平成 31 年 3 月 31 日付で、池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、北空知葬斎組合の 3 団体が解散したため、規約を変更するものでございます。

また、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約につきましては、先程の3団体の解散に加え、平成30年3月31日付で、十勝環境複合事務組合が解散したため、4団体の脱退について、規約を変更するものでございます。

附則としまして、施行期日は、北海道市町村総合事務組合規約については、北海道知事の許可の日から、他の2団体の規約については、総務大臣の許可の日からとしております。

以上、簡単ですが、議案第8号、議案第9号、及び議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに議案第8号、議案第9号、議案第10号を一括して採決いたします。 お諮りいたします。

議案第8号、議案第9号、議案第10号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって議案第8号、議案第9号、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第10 議案第11号

○議長(能登谷正人君) 日程第 10 議案題 11 号、辺地に係る総合設備計画の変更について、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○財務課長(川崎芳則君) 議長。財務課長。
- ○議長(能登谷正人君) 財務課長。

○財務課長(川崎芳則君) 議案第 11 号、辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

議案書34ページをお願い致します。

本件は、公共的施設の整備の財源として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第5条に規定する辺地対策事業債を活用するにあたり、現時点の各事業の執行計画における事業費及び辺地債の充当可能額などが、現行の辺地総合整備計画の各事業の計画額を上回る場合、辺地債の活用に制限が生ずることから、事業費及び辺地債の額など、辺地総合整備計画の変更をするため、同法第3条第8項に基づき準用する同条第1項の規定に基づき、あらかじめ北海道との協議を行い、その協議が本年5月15日付で整ったことから、同項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、今回変更しようとする辺地に係る総合整備計画の内容についてご説明いたします。

議案書35ページをお願いいたします。

今回変更しようとする総合整備計画は、3か所の辺地に係る平成27年度から令和3年度にかけて、辺地対策事業債を活用し、整備する事業で、表内の括弧内で記した数値が変更後の事業費であります。

第1に、熊石折戸町から熊石黒岩町にかけての地域を一体で設定する熊石相沼辺地であり、7事業目、消防施設、耐震貯水槽整備事業は、令和元年度熊石折戸地区に耐震貯水槽を整備するものでありますが、現計画は平成30年度事業のみの掲載であることから、計画事業費等に乖離が生じたため変更するもので、現計画事業費1,844万9千円に対し、辺地債1,570万円を、事業費1,876万1千円、辺地債1,320万円に変更しようとするものであります。

第2には、熊石関内町、熊石西浜町を一体で設定する熊石関内辺地であり、2事業目、 消防施設、消防車両整備事業は、令和元年度熊石関内地区に整備する小型動力ポンプ付積 載車でありますが、現計画には未掲載であるため、事業費1,451万2千円に対し、辺地債 1,390万円を活用するものとして、新たに追加しようとするものであります。

36ページをお願いいたします。

第3には、上八雲、富咲、鉛川地区を一体で設定する上八雲辺地であり、2事業目、道路、鉛川2号橋長寿命化事業は、町道鉛川温泉線に係る鉛川2号橋の修繕整備でありますが、実施設計により事業費が変更となり、現時点での計画事業費との乖離が生じていることから変更するもので、現計画事業費2,910万円に対し、辺地債1,100万円を、事業費3,096万5千円、辺地債1,190万円に変更しようとするものであります。

以上で、議案第 11 号、辺地に係る総合整備計画の変更についての説明といたします。よ ろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第11 議案第12号

○議長(能登谷正人君) 日程第 11 議案第 12 号、八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○政策推進課長(竹内友身君) 議長。政策推進課長。
- ○議長(能登谷正人君) 政策推進課長。
- 〇政策推進課(竹内友身君) 議案第12号、八雲町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、ご説明申し上げます。

議案書 37ページからになります。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、平成28年3月18日に策定した、八雲町過疎地域自立促進市町村計画につきまして、事業計画の変更が必要となり、当該変更に係る北海道との協議が、5月10日に整いましたので、同法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

今回の変更は、町営育成牧場整備事業、コンブ礁造成事業、研修牧場施設整備事業、有害大型獣解体処理施設整備事業、緊急・救助資機材整備更新事業、熊石デイサービスセンターLED照明器具整備事業、八雲総合病院東棟トイレ改修事業、八雲総合病院巡回診療車購入事業、熊石中学校屋内運動場屋根葺替事業、熊石小学校グラウンド改修事業、地域会館整備事業の財源として、過疎対策事業債の適用を受けるためのものであり、過疎計画書の17ページから42ページの中で、所要の事業名、事業内容について、変更後欄の下線部で示した文言をそれぞれ追加するとともに、現計画に搭載している事業内容の一部を変更するものでございます。

以上、簡単ではありますが、

議案第12号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第12 議案第13号

○議長(能登谷正人君) 日程第 12 議案第 13 号、令和元年度八雲町一般会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○財務課長(川崎芳則君) 議長。財務課長。
- ○議長(能登谷正人君) 財務課長。
- ○財務課長(川崎芳則君) 議案第13号、令和元年度八雲町一般会計補正予算第2号についてご説明いたします。

議案書46ページをお願いいたします。

元号を改める政令が、平成31年4月1日に交付され、同年5月1日の施行に伴い、予算における会計年度の名称については、施行日以降、平成31年度八雲町一般会計予算を令和元年度八雲町一般会計予算と読み替え、平成32年度以降も同様とし、また、一般会計を除く各会計予算についても、同様に取り扱うものでありますので、説明を省略させていただきます。

このたびの補正は、歳入歳出予算、債務負担行為 及び 地方債の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 14億3,816万6千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を、154億7,789万1千円 にしようとするものであり、学校給食センター改築事業ほか20の事務・事業の追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書の56ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 23 万 3 千円の追加は、喫煙所用物置購入で、健康増進法の改正により、本年7月1日から、地方公共団体の行政機関の庁舎は、敷地内全面禁煙となり、パーテーションなどで、明確に区分けするなど、受動喫煙を防止する必要な措置を講じた場合には、敷地内に喫煙所を設けることができるもので、役場庁舎裏側に設置するため、18 節備品購入費、庁舎管理用備品として喫煙所用物置購入費を追加するものであります。

12 目地域振興対策費 250 万円の追加は、コミュニティー事業助成金で、熊石地域の第 2 泊川町内会が所有する山車の改修整備費に助成しようとするものであります。

本山車は、製作されてから 42 年が経過し、部分的な修理を重ねてきたところですが、車輪や車軸、ブレーキ部分などに、腐食が激しいことから、これらの改修を行うにあたり、一般財団法人 自治総合センターの助成事業を活用しようとするもので、この程、助成が決定したことから、予算補正し、整備しようとするものであります。

13 目災害対策費 211 万 9 千円の追加は、災害備蓄品整備で、北海道市町村振興協会設立40 周年記念特別支援事業であります。

公益財団法人北海道市町村振興協会は、昭和 54 年 3 月に市町村振興宝くじ、サマージャンボ宝くじの販売収益を、市町村振興事業や災害対策のために活用する団体として設立され、本年 3 月に設立 40 周年を迎えたところであります。

これを記念して、当協会が市町村における防災・減災対策事業に対し、財政支援することから、災害備蓄品として、11 節需用費にダンボールベット 100 個、98 万 3 千円のほか、13 節委託料は、避難所に指定されている八雲小学校体育館及び落部レクリエーションセンターに、情報通信の向上を図るため、避難所公衆無線 LAN 整備業務委託料 49 万 2 千円、18 節備品購入費 64 万 4 千円は、町民への情報発信用として、落部支所公用車スピーカー購入費 27 万 6 千円及び情報伝達手段として、ワイヤレスメガホン 36 万 8 千円を追加するものであります。

なお、一般財源 73 万 4 千円の減額は、北海道市町村振興協会交付金の予算補正による財源調整であります。

3 款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費 3,687 万 8 千円の追加は、低所得・ 子育て世帯プレミアム付き商品券発行事業であります。

本事業は、本年 10 月の消費税率改定に伴う国の施策で、その予算は、平成 30 年度と令和元年度の 2 か年にわたり措置するもので、本年度分は、プレミアム分の経費及び事務費であり、3 節時間外勤務手当 177 万 2 千円から 13 節委託料 1,043 万 8 千円までは、発行に対する職員人件費、消耗品費、運搬料のほか、八雲商工会へ委託する商品券販売及び換金業務委託料などに係る事務経費であります。

19 節負担金補助及び交付金 2,250 万円の追加は、商品券の額面 25,000 円に対し、販売価格 20,000 円に対する差額分、プレミアム分の経費であります。

3目高齢者福祉費 1,346 万 3 千円 の追加は、介護保険事業特別会計繰出金であり、本年 10 月の消費税率引き上げに伴う、低所得者への介護保険料軽減対策によるもので、詳細に つきましては、当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。

議案書 58ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、2目児童措置費、834万8千円の追加は、季節保育所委託料及び幼児教育・保育無償化に係る事業費の計上であります。

13 節委託料、季節保育所委託料 185 万 2 千円の追加は、野田生こばと保育園の入園児童数が当初の見込みを下回り、保育料の収入が減額になったこと、また、本年度新採用職員

を予定しておりましたが、経験年数の高い職員の採用から、人件費相当分が増額となった ことにより、予算補正するものであります。

幼児教育・保育の無償化事業 649 万 6 千円の追加は、本年 10 月から実施される国の施策事業で、幼稚園、保育所などを利用する 3 歳から 5 歳までのすべての子どもの利用料と、保育所などを利用する 0 歳から 2 歳までの子どもについて、住民税 非課税世帯を対象として無償化するものであり、その事務費として、3 節時間外勤務手当 347 万 9 千円及び 11 節需用費に 3 万 5 千円を追加するほか、事業の実施にあたり、システム改修が必要となることから、13 節委託料に 298 万 2 千円の追加であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費 306 万 4 千円の追加は、高齢者等肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業の減額及び風疹予防接種事業の追加であります。

高齢者等肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業 53 万 2 千円の減額は、予防接種法施行令の一部を改正する政令が、本年 3 月 20 日に交付・施行され、更なる接種機会の提供を図るため、本年度から令和 5 年度までの時限措置として、昨年度まで行っていた助成対象者と同様に、65 歳から 5 歳刻みで助成対象とされたことから、20 節扶助費に、ワクチン接種助成金 83 万 5 千円のほか、11 節需用費及び 12 節役務費に事務経費 6 万 8 千円を追加する一方、本事業の実施により、本年度当初予算において、ワクチン接種を受けていない未接種者に対する単年度限りの助成事業の実施を予定しておりましたが、事業内容が重複することから、事業費 143 万 5 千円の執行を取り止めることとし、20 節扶助費 131 万 7 千円のほか、事務経費 11 万 8 千円を減額するものであります。

また、風疹予防接種事業 359 万 6 千円の追加は、昨年 7 月以降に関東地方を中心に、30 歳代から 50 歳代の男性による風疹の患者数が増加したことを踏まえ、国においては、予防接種法施行令の一部を改正し、これまでの制度の変遷上、風疹に係る公的な予防接種を受ける機会がなかった当該世代に対し、本年度から令和 3 年度までの時限措置として、公的な予防接種を受ける機会を 1 回設けるもので、13 節風疹予防接種委託料 263 万 2 千円、健康管理システム改修業務委託料 26 万 5 千円のほか、各節説明欄記載のとおり高齢者等肺炎球菌ワクチン接種事業に係る事務経費の減額分と本事業に係る事務経費の増額分との差引経費を追加するものであります。

10 目国民健康保険事業費 20 万 8 千円の追加は、国民健康保険事業特別会計繰出金であり、内容につきましては、当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。

6 款農林水産業費、1項農業費、3 目農業振興費 600 万円の追加は、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金であります。

本事業は、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、農業者が経営基盤を確立し、経営の発展を目的に農業機械等の取得に対する国の支援であり、300万円を上限に取得費の3割が補助されるもので、この程、国の補助金の内示を受け、野田生及び浜松地区の担い手者2名に対し、トラクターの取得について、支援が認められたことから、予算補正するものであります。

6目農地費1,972万3千円の追加は、農地耕作条件改善事業の追加であります。

本事業は、東野1区会館に隣接する排水路250mを、2か年で整備しようとするもので、 平成30年度は施設の測量設計を実施し、本年度は排水路の整備工事について、昨年度に引き続き、国の補助金の内示が得られたことから、土地改良事業団体連合会への負担金を含め、予算補正するものであります。

議案書ページをお願い致します。

2項林業費、2目林業振興費 516 万 6 千円の追加は、高性能林業機械整備事業補助金であります。

本事業は、国が、将来に向け、生産性の高い森林施業の構築を図る事業への支援であり、 この程、補助金の内示を受けましたので、予算を追加し、事業実施しようとするものであ ります。

本年度は、山越郡森林組合 が導入しようとする高性能林業機械グラップル1台について、 その事業費の1/3相当の補助金が認められたものであります。

3項水産業費、3目漁港費 3,600 万円の追加は、漁港機能増進事業補助金で、国の事業により、事業主体である落部漁業協同組合が、落部漁港での漁船の上下架に使用する揚船機について、整備後 34 年が経過し、近年の大型化した漁船の型と合わないため、作業に時間を要していることから、現行の船舶に対応したものを導入するものです。

事業費は、6千万円で、対象経費の6割相当が補助、残りの2,400万円は、落部漁業協同組合の負担となります。

9款1項消防費、3目消防施設費、5,580万5千円の追加は、ドクターへリ離発着場外構及び耐震性貯水槽整備事業であります。

現在、ドクターへリ離発着場所は、消防本部庁舎車庫前を使用しておりますが、敷地が狭いため、離着陸時は消防車などの緊急車両を火事や救急などに備え、車庫の外へ移動して対応しており、平成 29 年度に土地開発基金により購入しました、内浦町の町有地 6,138㎡のうち、給食センター用地として 4,149㎡を除く、1,989㎡をドクターへリの離着陸場として、本年度から 2 か年で整備するもので、15節工事請負費に出来高割合分相当額の 1,414万8千円のほか、17節公有財産購入費に 1,805万1千円を追加し、土地開発基金から買い戻すものであります。

耐震性貯水槽整備事業は、15 節工事請負費に 2,360 万 6 千円を追加するもので、本事業は、40 ㎡型の耐震性貯水槽を、相生町及び熊石折戸町地区に整備するもので、国に補助金の申請を行っていたところ、この程、決定通知を受けたことから、予算補正しようとするものであります。

10 款教育費、1項教育総務費、6目住宅建設費、1億1,098万2千円の追加は、教員住宅建設事業であります。

教員住宅の不足解消を図るため、その整備に対して、この程、国の学校施設環境改善交付金事業が認められ、予算補正しようとするものであり、建設場所は豊河町の教員住宅解体跡地を予定し、建物の規模は、木造2階建て、延べ床面積326㎡の1棟4戸であり、13

節委託料に実施設計委託料 795 万 9 千円、15 節工事請負費に 1 億 296 万円などの追加であります。

2項小学校費、1目学校管理費、2億5,833万5千円の追加は、落部小学校大規模改修事業であります。

本校舎は昭和 56 年に整備され、建設後 37 年が経過し、施設の老朽化が著しいことから、 安全性や機能性を確保し、併せてトイレ環境の改善など教育環境の質的向上を図るため、 その整備に対して、国の交付金事業が認められたところであります。

大規模改修の概要は、屋上防水、外壁などの外部をはじめ、内壁、天井、床などの内部 やトイレ、空調設備改修などを行うもので、13 節委託料に監理業務委託料 540 万 1 千円、 15 節工事請負費に 2 億 5,293 万 4 千円の追加であります。

議案書62ページをお願いいたします。

5項保健体育費、6目八雲学校給食センター費、8億7,680万4千円の追加は、学校給食センター改築事業であります。

現八雲学校給食センターは、昭和 58 年に整備され、建設後 36 年が、また、現熊石学校 給食センターは、昭和 53 年に整備され、建設後 41 年が経過し、両施設とも老朽化が著し いことや、アスベスト含有建材の使用もあり、改築が急務でありましことから、統合して の改築計画を進め、国に交付金の申請を行っていたところ、この程、内示を受けたことか ら、本年度から2か年で整備しようとするものです。

建設場所は、先ほど消防費でご説明いたしました、内浦町の町有地で、6,138 ㎡のうち、ドクターヘリ用地を除く、4,149 ㎡が給食センター用地で、建物の規模は、センター本棟で鉄筋コンクリート造 2 階建て、延べ床面積は 1,560.65 ㎡、このほか、車庫及びゴミ庫棟で 39.65 ㎡の併せて 1,600.30 ㎡であります。

本事業については2か年の期間を予定し、本体工事、外構工事、工事監理業務及び用地購入を含めた事業費は、14億644万5千円で、本年度は13節委託料に監理業務委託料715万1千円、15節工事請負費に8億2,790万7千円で、出来高割合分相当額の計上のほか、17節公有財産購入費に3,765万3千円を追加し、土地開発基金から買い戻すものであります。

このほか、食育の観点から、熊石給食センターとの統合にあわせ、現在、熊石で実施している米飯のご飯茶碗配食方式を来年4月から、全ての学校において、導入することが望ましいと考え、11 節需用費にご飯茶碗及びご飯茶碗かご購入費 114 万 9 千円、18 節備品購入費にご飯用食缶及び、食缶運搬かご台車購入費 294 万 4 千円の追加であります。

13 款諸支出金、1 項諸費、2 目還付金及び返納金 253 万 8 千円の追加は、町営住宅使用料過誤納還付金であり、平成 26 年度から平成 30 年度の町営住宅使用料減免額及び使用料を誤って算定していたことが判明したものです。

町営住宅使用料減免額の算定錯誤は、対象者を所得ではなく、収入額などにより判定し、 月額使用料に定められた率を乗じて得た額を減免後の家賃とするものですが、これを減免 額として算定したため、過大に納めていただいていたもので、八雲地域の対象世帯数 10 世 帯還付金2万6千円であります。

また、町営住宅使用料の算定錯誤は、所得税法に準じた入居世帯の総所得から、各種控除を差し引いた控除後の額により、分位を決定し、家賃を算定することになっておりますが、この控除額のうち、非同居の老人扶養控除及び非同居人の特定扶養控除を少なく控除していたため、収入分位、家賃が高くなり、過大に納めていただいていたもので、八雲地域の対象世帯数は23世帯、還付金は201万3千円、還付加算金は8万1千円で、熊石地域の対象世帯数は8世帯、還付金は40万4千円、還付加算金は1万4千円であり、還付金の総額は244万3千円、還付加算金は9万5千円の追加であります。

この度の誤った算定について、関係する町営住宅入居者の皆様に多大なご迷惑をお掛け しましたこと、また町政の信頼を損ねたことに対し、謹んでお詫び申し上げます。誠に申 し訳ございませんでした。

以上、補正する歳出の合計は、14億3.816万6千円の追加であります。

続いて、歳入であります。

議案書の52ページをお願いいたします。

15 款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金 673 万 2 千円の追加は、歳出でご説明いたしました介護保険事業特別会計における低所得者への介護保険料軽減対策による国庫負担金であります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金 4,337 万 4 千円の追加は、歳出でご説明いたしました、低所得・子育て世帯プレミアム付き商品券発行事業に係るプレミアム経費事業費補助金 2,250 万円及び事務費補助金 1,437 万 8 千円のほか、幼児教育・保育無償化事業に係る事業費補助金 649 万 6 千円で歳出と同額であります。

3目衛生費国庫補助金 128 万 6 千円の追加は、歳出でご説明いたしました、風疹予防接種事業に対する補助金であり、対象経費の1/2相当額であります。

6 目教育費国庫補助金 2 億 729 万 2 千円の追加は、落部小学校大規模改修事業交付金 6,828 万 4 千円、教員住宅建設事業交付金 3,655 万 8 千円及び学校給食施設改築事業交付金 1 億 245 万円で、歳出でご説明いたしました、各事業に対する交付金であり、落部小学校は対象 経費の 1/3 相当額、教員住宅は 55%相当額、給食センターは各施設により定められている 基準による相当額であります。

7目消防費国庫補助金 548 万 6 千円の追加は、歳出でご説明しました耐震性貯水槽整備事業に係る消防災施設整備費補助金であり、基準額の 1/2 相当額であります。

16 款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金 336 万 6 千円の追加は、歳出でご説明いたしました、介護保険事業特別会計における低所得者への介護保険料軽減対策による道負担金であります。

2項道補助金、4目農林水産業費道補助金 5,799 万 7 千円の追加は、歳出でご説明しました、農地耕作条件改善事業に対する補助金で、対象経費の 55%相当額、強い農業担い手づくり総合支援事業交付金は、300 万円を上限に3割相当額、林業成長産業化地域創出モデル事業及び漁港漁村活性化事業補助金は、歳出と同額であります。

議案書54ページをお願いいたします。

17 款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入 570 万 9 千円の追加は、土地及び建物売払い 各 3 件の計上であり、熊石折戸町の旧教員住宅及び土地の売払い収入であります。

20 款1項、1目繰越金 2,827 万1千円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

21 款諸収入、5項7目雑入535万3千円の追加は、歳出でご説明しました、北海道市町村振興協会市町村防災・減災対策事業交付金285万3千円及び第2泊川町内会が所有する山車の改修整備費に対する自治総合センターコミュニティ事業助成金250万円であります。

22 款、1項町債は、歳出で説明しました、各建設事業に対応するもので、4目農林水産 業債 880 万円の追加は、農地耕作条件改善事業、6目消防債 4,850 万円の追加は、消防庁 舎整備改修事業及び耐震性貯水槽整備事業、7目教育債 10億 1,600 万円の追加は、落部小 学校大規模改修事業、学校給食センター改築事業、教員住宅建設事業に対応するものであ ります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の14億3,816万6千円の追加であります。次に、債務負担行為の補正であります。

議案書49ページ、上段をお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正は、消防庁舎整備改修事業の追加で、期間を令和元年度から2年度、限度額を1,496万3千円とし、設定しようとするものであります。

本事業及び隣接する給食センター整備事業とあわせ、2か年事業で整備するもので、本工事費総額2,911万円の出来高割合分相当額であります。

また学校給食センター改築事業の追加は、期間を令和元年度から2年度、限度額を、5 億3,373万4千円とし、設定しようとするものであります。

2か年で実施する本事業は、本体工事、外構工事及び工事監理費総額の出来高割合分相 当額であります。

次に、地方債の補正であります。

同じく議案書ページ、下段をお願いいたします。

第3表、地方債の補正は追加で、農地耕作条件改善事業880万円、消防庁舎整備改修事業3,050万円、耐震性貯水槽整備事業1,800万円、教員住宅建設事業7,430万円、落部小学校大規模改修事業1億7,240万円、学校給食センター改築事業7億6,930万円であります。

以上で、議案第13号令和元年度八雲町一般会計補正予算第2号の説明といたします。 よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 暫時、休憩いたします。再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時17分 再会 午前11時31分

- ○議長(能登谷正人君) 休憩以前に引き続き、会議を開きます。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- ○4番(横田喜世志君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 横田君。
- ○4番(横田喜世志君) 教員住宅の建設なんですが、豊河町ということで、一昨日もらった立地適正化計画だとかからすると、場所的に外れるのではないかと思いますけども、 その辺は、ほかにも町有地なりあると思うので、居住地域に建築というようにはならないのでしょうか。
- ○学校教育課長(石坂浩太郎君) 議長。学校教育課長。
- ○議長(能登谷正人君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坂浩太郎) 教員住宅の建設場所ということでございますが、予定しているのは豊河町ということで、元々教員住宅が解体跡地に建てようとするものでございまして。教員住宅がそこに 10 戸程度ございまして、教職員のコミュニティーが形成されている場所ということもありまして、町有地の有効利用と教職員のコミュニティーという観点から豊河町に建てようとするものでございます。
- ○4番(横田喜世志君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 横田君。
- ○4番(横田喜世志君) 私は、そこにしようとする言い訳にしか聞こえません。

そんな教員住宅のコミュニティー云々と言ったって、基本的に、ついこの間もありましたけど、医師住宅の件とかもあって、そういう人達を集めて住まわせることが良いことなのかと私は考えます。

で、なおかつ豊河町という津波の危険性のあるようなところに今、新築するということは、またさらにそこに住まざるを得ない年数が加算されるわけですよ。

今現存している2階建ての新しいのでも結構の年数が経っていると思います。他はほとんど、もう数年で解体なりしなければならない物件ですよ。

そういうところに新築をして、危険性のある所に新築をするのはいかがなものかと思います。で、ほかにはないのかという話なんですよ。町有地というのは他にもたくさんありますよ。住宅を建築できるような場所というのは。そういうところを考えなければならないのではないかと思いますけども、教育物件だから考え方が違うという話にはならないと思いますけど。町の計画もあるんですから。その辺を再度もう1度お願いします。

- ○学校教育課長(石坂浩太郎君) 議長。学校教育課長。
- ○議長(能登谷正人君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坂浩太郎) 繰り返しの答弁になってしまう部分もございますが、管理上の面からもいってですね、教職員住宅、団地として管理している状況でもございます

ので、解体した後の土地の有効利用ということも含めまして、豊河町ということで選定を させていただいているところでございます。

- ○議長(能登谷正人君) いいですか。ほかにありませんか。
- ○9番(三澤公雄君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 三澤君。
- ○9番(三澤公雄君) 喫煙所のことについてお伺いしたいのですけども、町長は職員を 大変大切にしている方だと思っておりますのに、大変残念な予算措置だなと思います。

できれば今吸っている方も早く煙草から足を洗うような環境を作るべきだと。

今年の1月に私は大切な仲間を、この議場の中から失いました。もっと早くに、もっと 強くに煙草から離れることを説得できたらなと、悔やんでいる毎日でございます。

又、時代の流れにも沿わないし、もう一つ観点としては、煙草を吸いに行くことは休憩 として認められているが、煙草を吸わない人がティータイムですといって廊下に出ること は認められるのでしょうか。そういう観点から考えても、これはおかしいと思いますよ。

- ○町長(岩村克詔君) 議長。町長。
- ○議長(能登谷正人君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 三澤議員ですね、私も煙草をヘビースモーカーのように吸っていた人間の1人でありまして、やはり病気の観点から行くと大変心配なところもあると私も認識しております。しかしながらこれも、人それぞれで、90歳でも100歳近くでもずっと煙草を吸っていたという方も、元気で長生きしている方もたくさんいるのもですね、これも事実であります。

さらに、国の法律の中で、場所をきちっとしなさいということもあり、ただ、煙草を吸うことについては法律で認められてますので、その辺は職員の観点からも必要だろうということで考えました。

ただ大袈裟なものではなくて、あまり大きさも大きくなく安い方法ということで考えたのが、この今のプレハブ、物置ということで、そこにお願いしたいということでありますので、ご理解をお願いいたします。

- ○9番(三澤公雄君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 三澤君。
- ○9番(三澤公雄君) 今はそんな極端な職員はいないかもしれませんが、以前は 30 分おきに煙草を吸いに行く輩がいまして、いつか言ってやろうと思っていたんですが、いなくなってしまいまして、そうやって 1人1人の喫煙タイムを、もししっかりカウントしたら、年間どのくらい差が出るのでしょう。喫煙していない人と、賃金をカウントした場合に。時給計算して。しますよ私。ちょっと無理か。

しっかりその辺のことを、例えば有権者である町民が僕は追及すると思うんですよね。 それに 100 歳まで長生きしている方がいると言われますけども、僕はその方、吸わなかっ たら 200 歳まで行ってたんじゃないかなと思うんですが。

だから健康面、遺失利益というのですか、もっと仕事をやれただろう。もしくは、しっ

かりデスクに向かっているほかの職員との差を考えた時に非常に著しいロスが町に与える と思いますで、再考してください。

○町長(岩村克詔君) 確かにですね、三澤議員のおっしゃっているとおりですね、私も 煙草を吸っている方が、休憩タイム以外にも行っているのも見ております。

ただ、私が職に全て把握はしておりませんけども、ただ、煙草を吸っている方が、私が 見たところ仕事のできる方が結構多いんですよね。

ただ、こんなことちょっと変ではありますが、

(何か言う声あり)

○町長(岩村克詔君) まぁまぁちょっと失礼しました。

煙草を吸っている方が、煙草を吸っていない方と落ちるかということではありませんので、さらに、今どちらかというと、ストレスだとかいろんなものにですね、違う病気に係るということもありますので、その辺は我々も慎重にいかなければなと思っているところであります。

時計で計ってということではなくて、やはりその1人1人がきちっと仕事のできるというところの、大きなところで煙草を吸うということはないかもしれませんが、先ほど言ったストレスが解消できるだとか心が落ち着くだとか、私も仕事をしていたときに、煙草を吸うと、スッと心が落ち着いて頭がさえてくるという、そういう経験もしてきたものですから、多少は法律の中できちっとしなさいということでありますので、その辺は認めた方が良いと、私も含めた町の考えということで、ご理解をお願いいたします。

- ○9番(三澤公雄君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 三澤君。
- ○9番(三澤公雄君) 受動喫煙の問題もあるんですよ。その方が、狭い空間で、あぁスッキリしたと、体中に煙草の有害物質の粒子を付けて自席に戻ってくるわけですよ。で、その隣席にいる方は受動喫煙状態になると思います。そういうデータもしっかりありますから。是非その部分も考えて、他の職員に与える健康被害。被害ですよ。僕はこの観点でおかしいと思います。同僚議員も同じ発言をすると思いますので、僕はこの辺にしておきますが、もう1度考えていただきたいと思います。
- ○議長(能登谷正人君) 他にありませんか。
- ○10番(田中 裕君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 田中君。
- ○10番(田中 裕君) 名指しされましたので、席を立ちました。

同じ会派で、三澤さんは反対であって、私は喫煙者として賛成の立場で考え方をお聞か せ願いたいのですが、先ほどの説明の中で、敷地内というような説明がございました。敷 地内ということになると、今の町長が言うにはプレハブだとか、物置だとかと証言されま したが、決算上たばこ税っていくら入ってるの。八雲町に。決算上。まず1つその金額を お聞かせください。

で、敷地内ということになると、今の役場以外ということなんですが、先ほど煙草を吸

っていながら、では、どの辺が該当するのかなと思って。もしできればその辺。

煙草を吸う吸わないは本人の自由であって、あくまでも私は本人の自覚のもとに、強制 されるものではないと思うんです。自分の健康は自分で守るという意味でも。三澤さんは 違う角度から言ったんですが、私は正面で聞いているのであって。

議長これは一括ですか。1つずつですね。一括ですよね。

(何か言う声あり)

- ○議長(能登谷正人君) 3回だけ。
- ○10番(田中 裕君) 3回で、一括でいいですね。

そこで、ドクターへリが給食センター建設の場所に設置される。それはそれでいいのですが、私が今まで知り得た情報の中では、ドクターへリが給食センターの敷地内に設置されるという頭がなかったものですから、その辺の経過をちょっと、あそこを買ったときは給食センター施設ということで買ったと思うのですが、それがいつからかドクターへリの設置場所に切り替わった。それが駄目だということではなくて、その経過説明を文厚の方でかかっているということで文厚の委員さん方から聞いたのですが、その辺経過についてお知らせ願いたいと思います。

それとですね、3点目なんですが、資料の59ページの中に土地改良事業団体連合会負担金で3万円でていますが、こういう新たな土地改良事業があるのかなと思いますが、この3万円の根拠についてお聞かせ願いたいです。以上です。

(何か言う声あり)

- ○財務課長(川崎芳則君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 財政課長。
- ○財務課長(川崎芳則君) まず、私の方からですね、たばこ税の収入の部分についてご 説明いたします。

平成30年度で申し上げますけれども、たばこ税の収入額につきましては1億7,200万円程度ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○総務課長(三澤 聡君) 議長。総務課長。
- ○議長(能登谷正人君) 総務課長。
- ○総務課長(三澤 聡君) 煙草に関しての、敷地内というところでございますけども、まず今回の法改正につきまして、役場庁舎というのは、第1種施設ということに分類されまして、第1種につきましては敷地内禁煙ということになっております。

役場の敷地内といいますと、職員駐車場を含めて、来庁者駐車場、道路を挟んだ池のある周辺、裏は車庫のほうがありますが、それが大体役場の敷地内ということになります。

ただ、先ほども説明がありましたとおり、敷地内禁煙でありますが、受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場合には、特定喫煙場所ということで、そういう措置がとられていれば敷地内であっても認められるというのが法の趣旨でありまして、今回特定の場所ということで、先ほど説明をしましたとおり、非常用階段の傍の今駐車場になってい

るエリアに、建物を設置するということで、考えてございます。

ただその建物を設置しなくてはいけないということではなくて、パーテーションで区切るという方法もありますし、そういうパーテーションで区切らなくても、いわゆるその施設を利用する人が通常立ち入らない場所、そういう場所であっても、それは認められるということで、あとはそのQ&Aというところにも書いておりますので、必ずしも建物が必要でないというところがありますけども、役場につきましては先ほど話にも出ましたが職員含めて、来庁者の方も利用されるというところを考慮して建物を、そんな大きな建物ではありません。大体以下面積が $2\,\mathrm{m}^2$ くらいの建物でございます。

大変申し訳ありませんけれども、そういう小さい建物ではありますが、あまり大きなものもですね、通常職員もそんなに時間吸っているわけではございませんし、人数が多く喫煙している状態でもございませんので、そのようなことで、設置ということを考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

- ○農林課長(加藤貴久君) 議長。農林課長。
- ○議長(能登谷正人君) 農林課長。
- ○農林課長(加藤貴久君) 補正予算の 59 ページの土地団体事業連合会の負担金について お答えいたします。

これにつきましては、法的に設置されました土地団体事業連合会という組織がありまして、農業系の土地改良事業を行う際に決められた割合で負担金を納めております。他の農業改良事業、基盤改良事業におきましても同等の措置はとられております。

今回の3万円の根拠ですが、上段にあります事業費1,969万3千円の1/1000と均等割ということで1万円、合わせて3万円の計上とさせていただいております。よろしくお願いいたします。

- ○10番(田中 裕君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 田中君。
- ○10番(田中 裕君) あの経過。

(何か言う声あり)

- ○消防指令(?) 議長。消防指令。
- ○議長(能登谷正人君) 消防指令。
- ○消防指令(?) 給食センターの隣の土地の件でございますが、当初購入の時、給食センターの購入の土地として、購入するときにコープからは一括でなければ売らないということでございまして、給食センターの建てる面積、建物の面積の3倍が適当だろうということで、これでは多すぎるということなので、隣接する消防の残りの土地を有効に活用するためには隣接する消防がヘリポート、

(何か言う声あり)

- ○消防指令(?) それで消防の方にドクターヘリの離発着場として、また訓練場として 整備することで、ドクターヘリの離発着場として使いたいと希望するものでございます。
- ○総務課長(三澤 聡君) 議長。総務課長。

- ○議長(能登谷正人君) 総務課長。
- ○総務課長(三澤 聡君) すいません。先ほど喫煙場所、喫煙所の物置の関係で床面積を2㎡と言いましたが、約4㎡の間違いでございます。申し訳ございません。
- ○10番(田中 裕君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 田中君。
- 〇10番(田中 裕君) 煙草のことをしつこくやるつもりはないんですけども、ただ町税に対して 1億 7,200 万円も入って、違う見方ですよ。1 億 7,200 万円も入って、物置かプレハブか分からない 4 ㎡のところで煙草を吸えと言うのは、これ人間としていかがなものかと思います。だからといって金ピカなものを建てろというわけではありませんが、その辺柔軟に対応していきませんか。そんなの煙草の吸っている人が、さも悪いようなイメージやレッテルを貼られるよりも、やはりそういう喫煙者がいるという角度から行くと、私はそこそこの施設等々を整備してやる必要性があるのではないのかなという。1 億 7,200 万円くらいのたばこ税の収入がなかったら別ですが。億ですよ。

そして私ども、喫煙者として総務課長がおっしゃっているとおり、正面玄関とかそういうところではなくて、人目のつかない裏の方で結構ですから、そこまで私、折れてお願いしているのですから、その辺配慮してやってください。

それとドクターへリの設置場所なんですが、造るなとか有効活用していきたいというのは十分理解しているんです。

だから造るなということではなく、私のイメージの中では、あそこは給食センターの敷地内で購入したはずなんですよね。あそこに造りますよということで今までずっとやってきた。ところで今日の説明の中では、あそこ土地有効活用のためにドクターへリを造りますよということになれば商業地帯のところにドクターへリがというのはいかがなものかと。万が一事故等々があれば、大規模な事故につながるものですから、私の頭の中にその辺のイメージがなかったものですから、その辺の経過をどういうような流れで、そういうものを併用するかということで、その経過だけでいいですからお知らせ願いたいということなのですが、まぁいいです。

それで、3番目なんですが、負担金の意味合いなんです、農林課長。この負担金の処置なんですけども、今の答弁の中で事業費が 1,963 万円がなったから、こういうふうな負担がなされるという説明だったんですよね。私が思うには、負担金というのは固定化しているものですから、当初予算で負担金という、これ固定費ですから、流動的な要素をはらんでいるものではないものですから、固定で出しているものですから、私はそういう認識をしていたものですから、こういうのは補正対応ではなくて、当初予算対応なのではないのかなという、私はそのように解釈しておるんですけども、その辺の見解で結構ですので、ちょっとお知らせ願いたいんですよ。大した金額ではないのですが、私の解釈が間違っているのか、それともこれから、そういう解釈でしていこうとしているのか、ちょっとその辺の判断をお聞かせ願いたいのですが。

○農林課長(加藤貴久君) 議長。

- ○議長(能登谷正人君) 農林課長。
- ○農林課長(加藤貴久君) 田中議員のご質問ですが、すみません、言葉足らずで申し訳 ありませんでした。先ほどの答弁をさせていただきます。

土地事業団体連合会の負担金ですけれども、これは団体への負担金というわけではなくて、この団体事業、農地耕作条件改善事業に、農業系の基盤改良事業をやる際に、それを統括している北海道の団体に対して1事業いくらという割合と、均等割という負担金を納めることとなっております。これの割合が1/1000と1万円というご説明を先ほどさせていただきました。なので八雲町がこの団体に対して負担金を払っているのではなくて、事業実施に対する要件として払っているというご理解をお願いしたいと思います。

- ○10番(田中 裕君) そうか。負担金というのはそういうふうな意味合いもあるという こと。そうするとこれは固定化した負担金ではなくて、このような事業があれば負担金と いうのは必ず付いて回るんですよっていう解釈でいいのですか。
- ○農林課長(加藤貴久君) 議長。農林課長。
- ○議長(能登谷正人君) 農林課長。
- ○農林課長(加藤貴久君) 議員のおっしゃるとおりであります。よろしくお願いします。
- ○議長(能登谷正人君) ただ今の田中議員の質問に対して、何か行政側で訂正したい、 あるいは追加したいということがありましたら許します。
- ○教育長(田中了治君) 議長。教育長。
- ○議長(能登谷正人君) 教育長。
- ○教育長(田中了治君) ドクターヘリの発着場が給食センター敷地の隣ということで、 その経過ということでお話がございましたけれども、先ほど消防の方で説明ありましたよ うに、従来のドクターヘリの場所が駐車場ということで、非常に不便を感じていたという ことは従前から理解しておりました。

それで、コープの土地を購入するということに当たっては給食センターというのは工場とみなされるということで、立地されことも限定されることから、そのコープの場所として進めた中で、あの面積をすべて使うということには、給食センターは必要ないという、そういう経緯がありまして、ではその残った部分については、消防の方のヘリポートという修繕から不便を感じていたところに使ってはどうかということで、話し合いをしまして、その経過については文厚等でも説明して理解をいただいております。

- ○議長(能登谷正人君) よろしいですか。
- ○10番(田中 裕君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 田中君。
- ○10 番(田中 裕君) 私、密集地にヘリポートを設置するのはいかがなものかと思うんです。

(何か言う声あり)

- ○10番(田中 裕君) まぁ了解しました。
- ○議長(能登谷正人君) ほかにありますか。追加答弁。

- ○町長(岩村克詔君) 議長。町長。
- ○議長(能登谷正人君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 今、田中議員からヘリポートが危ない。密集地ということでありましたけども、これは元々今の消防の車庫の前に、狭い敷地でヘリポートは発着しながらやっていたということで、先ほど消防から説明があったとおりですね、消防自動車等々すべて出してやっているということでありますので、何かあるときにすぐ出れる状態ではなかったということで、消防車を随時出さなくてはならないということで、今回敷地をちょっと多いなということで、給食センターもこんなに使わないということは最初から分かってましたので、その辺有効活用したのではなくて、あくまでも消防と打ち合わせしながら、そしたらそこはヘリポートとして救急車両等々ある場所が一番いいだろうと。住宅も密集しておりませんので、今の場所はトドックという生協の場所があって、消防があって、消防の裏というかたちでですね、そこの土地ということでありますので、給食センターにも影響もないと。さらに消防の団員さんの訓練等も使えるのではないかということも踏まえて、一体の土地ということで、あくまでも給食センターが危ないということは私はないと考えてますので、その辺の設計等もきちっと打ち合わせをやっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(能登谷正人君) お昼になりましたので、暫時休憩いたします。 再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時04分 再会 午後 1時00分

- ○議長(能登谷正人君) 休憩以前に引き続き、会議を開きます。 質疑ありませんか。
- ○7番(赤井睦美君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 赤井さん。
- ○7番(赤井睦美君) 先ほどの喫煙所の物置のことについてなんですけれども、町長はストレスのことをおっしゃってました。でも、煙草を吸わない人も当然ストレスがあるわけで、そうした人の配慮を今後、先ほどの説明だと吸う人はそんなにいないと。吸う人のための23万3,000円。では吸わない方のストレス解消のために何か今後対策とかを考えて行かないとそれは不公平になると思います。

ということが1個と、隣が小学校で裏の道路は通学路です。是非子供たちのこともしっかり考えて、対応していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

- ○町長(岩村克詔君) 議長。町長。
- ○議長(能登谷正人君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 今、赤井議員から吸わない人のストレスということもありますので、その辺もこれからしっかりと考えてみたいと思っております。今、具体的な案はあり

ませんが、その辺もしっかりこれから職員の環境整備もしっかりと考えて行くと思っております。

確かに今階段の下の外にそういう物置のプレハブの喫煙所を作るということは、学校の 通学路にもなっています。しかしながら何処かに場所を作るとすれば、今まだ庁舎の改修 だとか改築だとかいろんな話も進めているところでありますので、あまりお金をかけない ようにということと、さらにもしもここが移る場合でも使える場合と両方考えてですね、 今、場所的なものも考えてということで、ただ、今これから庁舎等も、その中に地域、場 所も必要なんだろうということもありますので、今は当面の間といいますか、致し方ない ということで、あまり役場庁舎から離れていない場所ということで考えますので、よろし くお願いいたします。

- ○議長(能登谷正人君) ほかに。
- ○6番(大久保建一君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 大久保君。
- ○6番(大久保建一君) 2点質問させていただきます。

今、まさかと思ったんですが、喫煙所の話。今庁舎移転の話も進んでおりますよね。ま さかこれから整備するところに喫煙所を設けるだとか、今作ったものを持って行くと言っ た考えがお考えがあるわけではないですよねという話が、まず1点。

それともう1点は、横田さんが先ほど質問した教員住宅の件です。

私も文厚委員会なので、その場で質問しないで、ここでお話しするのはどうかなと思ったんですけども、ただどっちの計画が先に進んでいるだとかは分かりませんが、片や一方が町で立地適正化計画で、居住誘導区域というものを作っておいて、そちらにコンパクトシティとしてまとまっていきましょうという計画を立てていながら、こちらに教員用の住宅を建てるというのは、ちょっとあまりにも計画がバラバラというか、町としての一貫性がないように感じるんですけど、例えば今、国の支出金なんかでも財源として入っていますので、例えば今からでも建てる場所を変えるとなったら国とかでまずいことになってしまうのですか。

- ○町長(岩村克詔君) 議長。町長。
- ○議長(能登谷正人君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 私が煙草の場所、これから移転というのは決まってませんけども、 構想を練るときには、やはり、もしも移転になった場合でも、敷地並びに、庁舎から近い ところに、そういう場所も必要だろうというのは私は考えます。

ただ、今の作ったプレハブを持って行くことも、やはりもったいないと考えると少しは 頭に入れながらこれから構想を練ってみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 ○学校教育課長(石坂浩太郎君) 議長。学校教育課長。

- ○議長(能登谷正人君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坂浩太郎君) 2点目の教職員住宅の関係でございますが、教職員住宅の計画については、平成29年度に国の方に30年度の要望ということで提出したのが最

初でございまして、30年度は交付金が付かずに見送ったということでございます。

立地適正化計画については、29、30年の2か年で計画をされたということでございますので、整合性という部分でいくと、どうかということはありますが、計画時点では豊河町ということで教職員住宅の建設はそちらの方で計画自体を予定していたということでございます。

- ○6番(大久保建一君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 大久保君。
- ○6番(大久保建一君) どっちの計画が初めに進んだということもあると思いますが、一般町民からすれば片やこういう計画を町が立てておいて、片やこういうふうに住宅を整備するということにとても違和感が覚えることだと思います。だから今回の教員住宅の建設については、もう動き出してしまっていることだから仕方ないかも分かりませんが、これからの町のいろいろなものを整備していくことについては、やっぱりこの適正化計画、せっかく町をきちんと、まちづくりをして行きますよと、そのための計画作りをしたんですから、それにきちんと即した計画づくり、今一度今進んでいる計画が何かあるとしたら、やっぱりこの計画に沿っているかどうかという検証は必要だと思いますので、その辺はしていただきたいと思っています。
- ○議長(能登谷正人君) 答弁は。
- ○6番(大久保建一君) あれば。
- ○議長(能登谷正人君) あれば。はい。
- ○町長(岩村克詔君) 議長。町長。
- ○議長(能登谷正人君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 大久保議員のおっしゃっているとおりですね、やはりその立地適 正化計画、更にコンパクトシティを目指すという意味で、それにしっかりと則ってこれか ら検証する部分は構想等々も進めながらやっていきたいと思っております。

ただ今の学校教育課長から話があったとおり、まとまる前に進んで行って、補助も先ほどおっしゃったとおりですね、その前に進んでいたということもありますので、ご理解いただいたと思ってますので、よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第13 議案第14号

○議長(能登谷正人君) 日程第 13 議案第 14 号、令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算 第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長(川口拓也君) 議長。住民生活課長。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

- ○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(川口拓也君) 議案第 14 号 令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会 計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。

議案書66ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 39 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億7,021万1千円にしようとするものであります。

議案書70ページ、下段であります。

5款、2項保健事業費、2目疾病予防費、39万円の追加は、先ほどの一般会計補正予算第2号、歳出、衛生費の説明中にもございましたとおり、国の予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、年齢制限のある高齢者等肺炎球菌予防接種の未接種の方に対し、再度、当該予防接種を受けられる機会が設けられたことから、国保に加入している未接種の方々への案内通知料や検診先医療機関に対する手数料、及び助成金を追加するため、増額しようとするものであります。

次に歳入であります。同ページ上段であります。

3 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金 18 万 2 千円の追加は、歳出の高齢者等肺炎球菌予防接種助成事業に対する道からの特別調整交付金補助であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 20 万 8 千円の追加は、同じく歳出 の高齢者等肺炎球菌予防接種助成事業に対する繰入金であります。

以上、簡単でありますが、議案第 14 号令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正 予算第 1 号の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第14 議案第15号

○議長(能登谷正人君) 日程第 14 議案第 15 号、令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算 第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長。保健福祉課長。
- ○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(戸田淳君) 議案第15号、令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正 予算 第1号についてご説明いたします。

議案書72ページをお開き願います。

この度の補正は、保険事業勘定歳入予算の補正であり、先に可決いただいた、八雲町介護保険条例の一部改正による、低所得者に対する介護保険料の減額と、その同額を一般会計から繰入れするもので、歳入予算の総額に変更はありません。

それでは事項別明細書により、ご説明いたします。

議案書74ページ中段をお開き願います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 1,346 万 3 千円の減額は、低所得者に対する保険料軽減強化により、保険料率を改正した、第 1 段階から第 3 段階に係る保険料減額分の計上であります。

8 款繰入金、1項一般会計繰入金、4 目低所得者保険料軽減繰入金 1,346 万 3 千円の追加は、ただ今ご説明いたしました、低所得者の保険料軽減強化に対する国と北海道の公費負担分について、一般会計で歳入として受け、特別会計に繰り入れることから、介護保険料の減額分を一般会計から繰り入れしようとするものであります。

以上、議案第15号の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第15 議案第16号

○議長(能登谷正人君) 日程第 15 議案第 16 号、八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○総務課長(三澤 聡君) 議長。総務課長。
- ○議長(能登谷正人君) 総務課長。
- ○総務課長(三澤 聡君) 議案第 16 号 八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この度の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正され、令和元年5月15日に公布、施行されたことにより、それを根拠として、本条例で規定しております非常勤職員の報酬について、同様に改正を行なおうとするものでございます。

それでは、改正する内容について、ご説明申し上げます。

追加議案書を、ご覧願います。

改正箇所につきましては、本条例、別表を改正しようとするものであり、記載のとおり、 選挙長の報酬の額欄の 10,600 円を 10,800 円に、選挙立会人の 8,800 円を 8,900 円に、投票所の投票管理者の 12,600 円を 12,800 円に、期日前投票所の投票管理者の 11,100 円を 11,300 円に、開票管理者の 10,600 円を 10,800 円に、投票所の投票立会人の 10,700 円を 10,900 円に、期日前投票所の投票立会人の 9,500 円を 9,600 円に、指定病院等の不在者投票外部立会人の 10,700 円を 10,900 円に、開票立会人の 8,800 円を 8,900 円に、改正を行なおうとするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。 以上、議案第 16 号の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第16 議案第17号

○議長(能登谷正人君) 日程第 16 議案第 17 号、令和元年度八雲町一般会計補正予算 第 3 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○財務課長(川崎芳則君) 議長。財務課長。
- ○議長(能登谷正人君) 財務課長。
- ○財務課長(川崎芳則君) 議案第17号、令和元年度八雲町一般会計補正予算 第3号についてご説明いたします。

追加議案書1ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 73万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額 を、154億7,862万2千円にしようとするものであり、全国瞬時警報システム(Jアラート) 受信機移設に伴う経費などの追加の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書の5ページ下段をお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、13 目災害対策費 69 万円の追加は、本年 5 月 15 日に実施した「J アラート全国一斉情報伝達訓練」の際、役場本庁舎に設置の防災行政無線が起動せず、屋外拡声装置から放送されない不具合が発生し、その原因について専門業者において解析を依頼していたところ、消防本部に設置の J アラート受信機と役場本庁舎に設置の防災行政無線の間で、回線エラーが時折発生していること、また庁内ネットワーク回線の混載が原因の可能性であることが判明しました。

このため、早急な対応が必要であることから消防本部に設置のJアラート受信機を役場本庁舎へ移設する経費として13節委託料に33万2千円を追加し、また、ネットワーク回線の混載については、消防本部及び落部支所に設置の遠隔制御装置が、Jアラートと同様に庁内ネットワーク回線を利用していることから、火災等発生の際の消防団員招集等の伝達手段について、NTTアナログ回線に切り替えることで対応するため、12節役務費に、専用線接続料35万8千円を追加するものであります。

4項選挙費、2目参議院議員選挙費4万1千円の追加は、先程、議案第16号、八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例における提案説明と同様に国会議員の選挙等の執行経費に関する法律が本年5月15日に公布、施行され、当該条例

の一部が改正されたことから、1節報酬 説明欄記載のとおり、投票管理者報酬から不在者 投票外部立会人報酬まで、報酬単価の増額分を追加するものであります。

以上、補正する歳出の合計は、73万1千円の追加であります。

続いて歳入であります。

同じく議案書の5ページ上段をお願いいたします。

16 款道支出金、3項委託金、1目総務費委託金4万1千円の追加は、歳出でご説明いたしました参議院議員選挙費委託金で歳出と同額であります。

20 款 1項 1目繰越金69万円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の73万1千円の追加であります。

以上で、議案第17号 令和元年度八雲町一般会計補正予算第3号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 議案第17号 承認第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第17号 承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

- ○住民生活課長(川口拓也君) 議長。住民生活課長。
- ○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(川口拓也君) 承認第1号についてご説明いたします。

議案書 76ページからになります。

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日公布されたこと

に伴い、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条 第 1 項の規定により、平成 31 年 3 月 29 日専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めようとするものであります。

では、専決処分いたしました条例の改正内容についてご説明いたします。

議案書78ページをお願いいたします。

また、併せて概要説明の9ページもご覧願います。

改正の概要は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の法定賦課限度額 の引き上げ、及び低所得者に係る保険税軽減の拡充に関する改正であります。

第2条第2項の改正は、医療分課税額の賦課限度額を58万円から61万円へ引き上げるものであります。

第23条の改正は、国民健康保険税の軽減適用後の賦課限度額についても第2条第2項の 改正にあわせ改めるとともに、第2号及び79ページの第3号では、低所得者に係る保険税 軽減の適用範囲を拡充させるため、軽減判定基準額を引き上げるもので、被保険者数等に 乗ずる額を、5割軽減は27万5千円から28万円へ、2割軽減は50万円から51万円へそ れぞれ増額するものであります。

附則として、第1条は、施行期日を平成31年3月1日とするもので、第2条は、適用区分として、平成31年度、新元号に言い換えますと、令和元年度分の国民健康保険税から適用するものであります。

以上、承認第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第18 報告第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第 18 報告第 1 号、専決処分の報告についてを議題といた します。

本件は損害賠償額についての決定の報告でございます。

提出者の説明を求めます。

- ○社会教育課長(佐藤真理子君) 議長。社会教育課長。
- ○議長(能登谷正人君) 社会教育課長。
- ○社会教育課長(佐藤真理子君) 報告第1号、損害賠償額の決定及び専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書80ページからになります。

地方自治法第 180 条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、報告いたします。

議案書81ページをお開きください。

損害賠償額の決定についての専決処分の内容でございますが、本件は、平成 30 年 12 月 5 日、公用車で外勤し東雲町方面から公民館に戻る途中、町立図書館前の出雲通側道であります 町道 出雲通側道 2 号線から 出雲通本線である、道道 八雲北檜山 42 号線に左折して合流したところ、左折の方向指示器を消し忘れて直進しており、その際、八雲地方合同庁舎入口で出雲通本線に進入しようとして停まっていた相手方車両は、公用車が合同庁舎駐車場に進入するものと思い、右折発進しました。接触を避けるために公用車のブレーキを踏んだものの、路面が凍結状況であったため避けきれず、相手方車両と接触し、損害を与えたものであります。

このことをもって、相手方と協議の結果、平成 31 年 2 月 14 日に示談が成立し、民法第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、2 月 14 日付で次のとおり損害賠償の額を決定したものでございます。

相手方車両の修理に要した額は、13万7,063円でありますが、当該公用車については、 左折後に方向指示器の解除を怠ったこと、相手方車両については、発進前の確認が不十分 であったことから、過失割合を5対5とし、1の損害賠償の額は、修理に要した額の5/10 の額である 68,532円でございます。

また、2の損害賠償の相手方は、長万部町字長万部411-28長畑ひとみさんです。

今回の事故は、平成 30 年 12 月に発生し、平成 31 年 2 月 14 日に示談が成立し、専決処分を行っておりました。

本来であれば、直近の第 1 回定例会において報告すべき件でございましたが、失念しており、本定例会での報告となりましたことをお詫びいたします。

職員には、日頃から交通安全の励行を促しておりますが、特に冬期間の車両の運転においては、十分な安全運転、安全確認を徹底するよう今後も指導してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告第1号、損害賠償額の決定及び専決処分の報告についての説明といたします。

○議長(能登谷正人君) 以上で報告は終わりましたが質疑があれば許します。 質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。これをもって本件は報告済みといたしま

◎ 日程第19号 報告第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第 19 号 報告第 2 号、平成 30 年度八雲町一般会計繰越明 許費に係る歳出予算の繰越についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○財務課長(川崎芳則君) 議長。財務課長。
- ○議長(能登谷正人君) 財務課長。
- ○財務課長(川崎芳則君) 報告第2号、平成30年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳 出予算の繰越について、ご説明申し上げます。

議案書82ページをお願いいたします。

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項 の規定により、議会へ報告するものであります。

83ページをお願いいたします。

繰り越した事業は、これまでに、平成30年第1回定例会において、議決をいただきました、3款民生費、1項社会福祉費、低所得・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業、6 款 農林水産業費、1項農業費、中山間地域総合整備事業及び担い手確保・経営強化支援事業、7款、1項商工費、あわびの湯温水ボイラー更新事業の4事業で、繰越限度額1億116万4千円の議決に対し、令和元年度へ繰り越した予算額、翌年度繰越額は、1億95万円で、

同額の 945 万 6 千円を、翌年度、すなわち平成 30 年度へ繰越したもので、財源内訳は記載のとおりであります。

以上で、報告第2号平成30年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 以上で報告は終わりましたが質疑があれば許します。 質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。これをもって本件については報告済みと いたします。

◎ 日程第20 報告第3号

○議長(能登谷正人君) 日程第 20 報告第 3 号、平成 30 年度八雲町下水道事業特別会計 繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○環境水道課長(田村春夫君) 議長。環境水道課長。
- ○議長(能登谷正人君) 環境水道課長。
- ○環境水道課長(田村春夫君) 報告第3号、平成30年度八雲町下水道事業特別会計繰越

明許費に係る歳出予算の繰越についてご説明申し上げます。

議案書84ページをお願いいたします。

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、議会へ報告するものであります。

85ページをお願いいたします。

繰り越した事業は、これまでに、議決いただきました、

2 款施設費、1 項施設整備費、汚水処理施設共同整備事業で、繰越限度額 1 億 2,200 万円の議決に対し、実際に令和元年度へ繰り越した予算額、翌年度繰越額は、6,600 万で、財源内訳は記載のとおりであります。

以上で、報告第3号、平成30年度八雲町下水道事業特別会計繰越明許に係る歳出予算の繰越についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 以上で報告は終わりましたが質疑があれば許します。 質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。これをもって本件については報告済みと いたします。

◎ 日程第21 報告第4号

○議長(能登谷正人君) 日程第 21 報告第 4 号、平成 30 年度八雲町病院事業会計継続費 に係る予算の繰越についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 議長。総合病院庶務課長。
- ○議長(能登谷正人君) 総合病院庶務課長。
- 〇総合病院庶務課長(竹内伸大君) 報告第4号、平成30年度八雲町病院事業会計継続費 に係る予算の繰越について、説明いたします。

議案書86ページをご覧願います。

本件は、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定により、平成 30 年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰越について、議会に報告をするものであります。

87ページをお開き願います。

別紙、継続費繰越計算書により、説明いたします。

事業名は、総合病院病棟・サービス棟冷房設備改修事業で、平成30年度から令和元年度における2か年の継続費の総額は、2億5,098万9千円で、平成30年度継続費予算現額は、平成30年度予算計上額9,035万6千円となります。

うち、支払義務発生額は、6,956 万 3 千円となり、差引残額 2,079 万 3 千円を令和元年度 に繰越したものであります。

平成30年度末における工事の進捗状況は、中央棟の各病棟及び南棟の一部病棟の改修工事が終了し、今年度は、南棟病棟及びサービス棟の工事をもって事業が完了となるもので

あります。

繰越額に係る財源内訳は、記載のとおりでございます。

以上で、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 以上で報告は終わりましたが質疑があれば許します。 質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。これをもって本件については報告済みと いたします。

◎ 日程第22 発委第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第 22 発委第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○9番(三澤公雄君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 三澤君。
- ○9番(三澤公雄君) 新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4 次に渡る特別措置法の制定をしてきました。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなるが、 過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、 過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化することが重要であります。

そのことが、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望いたします。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。 討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第23 発議第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第 23 発議第 1 号、労働者協同組合法案の早期制定を求める 意見書を議題と致します。

提出者の説明を求めます。

- ○13番(宮本雅晴君) 議長
- ○議長(能登谷正人君) 宮本君。
- ○13番(宮本雅晴君) 発議第1号、労働者協同組合法案の早期制定を求める意見書について提出者を代表して提案説明をさせていただきます。

我が国では、少子高齢化により生産年齢人口が減少しており、地域の様々な場面において、とりわけ営利企業の参入が期待しづらい分野において、労働力の不足や事業所の運営などが大きな課題となっている。

- 記1 出資と労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利法人である労働者協同組合の設立を可能とするため、労働者協同組合法案仮称を早期に制定すること
- 2 簡単な手続きで設立できるようにするため、労働者協同組合の設立は、準則主義によるものとすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 議員各位の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。 討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第24 発議第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第 24 発議第 2 号、信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

- ○13番(宮本雅晴君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 宮本君。
- ○13番(宮本雅晴君) 発議第2号、信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を 求める意見書について代表して提案説明させていただきます。

我が国の基幹統計である毎月勤労統計調査に係る不正調査案件や、それに続く、賃金構造基本統計調査に係る不適切な取り扱いは、政府統計に対する国民の信頼を著しく失墜せしめる結果となった。

- 記1 統計委員会における基幹統計及び一般会計に係る徹底した総点検と再発防止策の策 定を進めること
- 2 統計委員会の位置づけの検討や分散型統計行政機構の問題点の整理を行うこと
- 3 統計に係る予算・人材について見直しを行うこと
- 4 統計に係るガバナンス、コンプライアンスの在り方について見直しを行うこと
- 5 必要に応じて法律改正を行うこと 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。 討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第25 議案第3号

○議長(能登谷正人君) 日程第 25 発議第 3 号、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

- ○13番(宮本雅晴君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 宮本君。
- ○13番(宮本雅晴君) 発議第3号、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書に

ついて代表をいたしまして、提案説明をさせていただきます。

暴力を振るう、食事を与えないなどの行為によって保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいる。こうした事態を防ぐため、国は虐待の発生防止、早期発見に向けた対応を行ってきましたが、悲惨な児童虐待は依然として発生し続けている。

- 記1 法施行後も必要な検討を進めるとしている民法上の懲戒権や子どもの権利擁護の在り方についても速やかに結論を出すこと
- 2 学校における虐待防止体制の構築や警察との連携強化、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと
- 3 虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県・市町村で速やかに構築できるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定めること
- 4 児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守る体制強化を進めるとともに、児童相談所の体制整備や妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行う日本版ネウボラの設置推進を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位皆様におかれましては、どうか1つよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。 討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第26 発議第4号

○議長(能登谷正人君) 日程第 26 発議第 4 号、教職員の超勤・多忙化解消・30 人以下 学級の実現、義務教育費国庫負担制度堅持の意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

- ○14番(千葉 隆君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 千葉君。

○14番(千葉 隆君) 発議第4号、教職員の超勤・多忙化解消・30人以下学級の実現、 義務教育費国庫負担制度堅持の意見書について提出者代表として、提案説明をさせていた だきます。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠である。

詳細については、お手元に配付のとおりでございますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第27 発議第5号

○議長(能登谷正人君) 日程第 27 号 発議第 5 号、2019 年度北海道最低賃金改正等に 関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

- ○7番(赤井睦美君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 赤井さん。
- ○7番(赤井睦美君) 発議第5号、2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について提案者を代表して提案説明させていただきます。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキンプア解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものであります。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことに繋がりかねません。

ついては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、北海道の中小企業の実情も踏まえて、平成31年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の2点の措置を講ずるよう強く要望し、意見書を提出いたしますので、議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。 討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。 これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第28 発議第6号

○議長(能登谷正人君) 日程第 28 発議第 6 号、2020 年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

- 7番(赤井睦美君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 赤井さん。
- ○7番(赤井睦美君) 発議第6号、2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書について、提出者を代表し、提案説明いたします。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・ 介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減 少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、 新たな政策課題に直面しています。

2020 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であります。

そのため、政府に以下の9項目の実現を求め、意見書を提出いたしますので、議員皆様 のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。 討論はございませんか。

([4、1 - 1、1、2 士

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第29 発議第7号

○議長(能登谷正人君) 日程第 29 号 発議第 7 号、高齢者に伴う難聴者の補聴器購入に 公的補助制度の創設を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

- ○3番(佐藤智子君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。
- ○3番(佐藤智子君) 発議第7号、高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では鬱や認知症の最大の危険因子になることも指摘されています。

難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが、脳の機能の低下を招き、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。

こうした音を感じる細胞が少なくなっている状態のもとでも、聞こえの悪さを補完し、 音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器です。

補聴器の価格が、片耳あたり概ね3万円~20万円で、保険適用ではないため全額自費負担となります。

補聴器を高齢者の社会参加の必需品として、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことが出来、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるように、国においては、高齢に伴う難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望します。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。 討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決致します。 本案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。 よって本案は否決されました。

◎ 日程第30 発議第8号

○議長(能登谷正人君) 日程第 30 発議第8号、会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書を議題といたます。

提出者代表の説明を求めます。

- ○4番(横田喜世志君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 横田君。
- ○4番(横田喜世志君) 発議第8号、会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源 確保に関する意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤等職員の待遇改善、雇用安定の観点から、下 記3項目が措置されるよう国に強く要望するものです。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。 討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決致します。 本案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。

◎ 日程第31 発議第9号

○議長(能登谷正人君) 日程第 31 発議第 9 号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

- ○3番(佐藤智子君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。
- ○3番(佐藤智子君) 発議第9号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について提出者を代表して提案説明を行います。

2018 年 9 月 20 日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれている。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の 70 カ国、批准国は 21 カ国に広がっている。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けている。こうした態度を直ちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) これより討論を行います。 討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。 本案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。 よって本案は否決されました。

◎ 日程第32 発議第10

○議長(能登谷正人君) 日程第 32 発議第 10 号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公

正に解決すべきとする意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

- ○4番(横田喜世志君) 議長。
- ○議長(能登谷正人君) 横田君。
- ○4番(横田喜世志君) 発議第10号、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため、国民全体で分かち合うべきというSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は直ちに中止すべきです。

国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、 公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものです。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。 本案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。 よって本案は否決されました。

◎ 日程第33 議会運営員会の閉会中の継続調査申出について

○議長(能登谷正人君) 日程第 33 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを

議題と致します。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第73条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行いたいという旨の申出書が提出されております。

申出書はお手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よってそのように決定されました。

◎ 日程第34 議員派遣の件

○議長(能登谷正人君) 日程第34 議員派遣の件を議題と致します。

お諮りいたします。

議員派遣については、会議規則第 125 条第 1 項の規定により、お手元に配付のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと求めます。

よってそのように決定されました。

◎ 閉会宣告

○議長(能登谷正人君) これを持ちまして、本定例会に協議された案件は、全て議了いたしました。

よって、令和元年第2回八雲町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 2時08分〕